

## 川崎市個人情報保護委員運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号）第20条第1項の規定により設置される川崎市個人情報保護委員（以下「保護委員」という。）の職務の執行等について必要な事項を定める。

(職務の執行)

第2条 保護委員は、それぞれ独立して職務を行うものとする。

(代表保護委員)

第3条 保護委員は、互選により代表保護委員を定めるものとする。

(保護委員会議)

第4条 保護委員の職務の執行等について協議するため、保護委員会議を置く。

2 保護委員会議は、代表保護委員が招集し、主宰する。

(苦情の受付)

第5条 個人情報の保護に関する苦情の申出は口頭又は書面により受け付けるものとする。

(事情聴取)

第6条 保護委員は、前条の規定により苦情の申出を受け付けたときは、申出人から事情を聴取するものとする。

2 苦情の申出が口頭による場合は、陳述内容の要旨を記録するものとする。

(情報公開・個人情報保護審査会との協議)

第7条 保護委員は、苦情の申出に係る事案が川崎市情報公開条例第25条に規定する川崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問されている場合等には、当該事案の取扱いについて同審査会と協議することができる。

(処理及び通知)

第8条 保護委員は、申出に理由があると認めたときは、実施機関、事業者等に対して助言又は勧告を行うことにより事案の処理を図るものとする。

2 保護委員は、申出に理由がないと認めたとき、又は実施機関、事業者等がとった措置が適切と認めたときは、申出人にその旨を通知し、事案の処理を終了するものとする。

(台帳の整理)

第9条 保護委員は、苦情処理の状況を記録し、整理しておかなければならない。

附 則

この要領は、昭和61年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。